

【公報種別】商標公報の訂正  
【発行日】令和7年6月3日（2025. 6. 3）  
【登録番号】商標登録第6927612号（T6927612）  
【掲載公報発行日】令和7年5月21日（2025. 5. 21）  
【年通号数】登録公報（商標）2025-091  
【区分】1、5、29、30、32  
【出願番号】商願2024-71251（T2024-71251）  
【訂正要旨】【商標権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。  
（190）【発行国】日本国特許庁（JP）  
（450）【発行日】令和7年5月21日（2025. 5. 21）  
【公報種別】商標公報  
（111）【登録番号】商標登録第6927612号（T6927612）  
（151）【登録日】令和7年5月13日（2025. 5. 13）  
（540）【登録商標】



（500）【商品及び役務の区分の数】5  
（511）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第1類 栄養補助食品の成分として使用される炭水化物，栄養補助食品の製造用酵素，栄養補助食品製造用化学添加剤，工業用の酵母用栄養剤，動物用サプリメント製造用化学品，ビタミン（食品工業用添加物），たんぱく質（食品工業用添加物），工業用アミノ酸，グルコース（食品工業用添加物），酵素（食品工業用添加物），人工甘味料，食品香料製造用の化学品，食品製造用の化学品，工業用穀粉，食品工業用バクテリア調製剤，食品工業用プロバイオティクス細菌，食品工業用プロバイオティクス細菌培養物

第5類 健康管理用薬剤，ビタミン剤及びミネラル剤，プロテインを主原料とする栄養補助食品，生菌の薬剤，医薬用酵素，栄養補助食品，医療用栄養補助剤，サプリメント，免疫系調節用薬剤，ホルモン異常の治療用薬剤，アミノ酸・ミネラル及び微量元素からなる栄養補助食品，乳幼児用食品，医薬用ラクトース，医療用の微生物調製剤，医療用培養微生物，携帯用救急箱，液状のサプリメント，ビタミンを強化した飲料（医療用のもの），医療用・獣医科用又は医薬用の酵母，医療用・獣医科用又は医薬用の酵母抽出物，酵母を主原料とする栄養補助食品，栄養補給剤及び栄養補強剤，スポーツの怪我の治療のための薬剤，果物を主原料とするサプリメント，プロバイオティクス細菌を主原料とするサプリメント

第29類 加工済み食用花粉，冷凍野菜，加工済みの野菜として使用される朝鮮人参，調理用の果物の濃縮物，食用ゼリー（菓子を除く。），豆腐の加工品，加工済みの豆類，冷凍果実，食用油脂，加工済み魚，加工済みの食用海藻類，乳酸菌飲料，加工果実，主に食肉、魚、家禽肉又は野菜からなる惣菜，調理用野菜エキス，肉・魚・野菜及び果実の缶詰，豆腐を主原料とするスナック食品，即席みそ汁，肉入りコロッケ，食肉、

魚、家禽肉及び食用鳥獣肉、くんせい卵、加工済みの肉、プロセスチーズ、野菜製の代用肉、加工野菜、野菜を主原料とするスナック食品、スープのもと、塩漬け発酵させたイカナゴ、ハム

第30類 パン種、食用穀粉及び穀物からなる加工品、シリアルバー、食用ローヤルゼリー、朝鮮人参入りゼリー菓子、ゼリー状の菓子、果糖、米菓子及びもち、香辛料、茶、茶飲料、コーヒー、穀物の加工品、穀物を主原料とするスナック食品、チョコレート製品（チョコレート菓子、チョコレート飲料）、調味料及び香辛料、ペッパーソース、オイスターソース、ディップソース、ソース、食塩、甘味料（天然のもの）、しょうゆ、化学調味料、食品用香味料（精油のみから成るものを除く。）、コーヒー飲料、家庭用食肉軟化剤、マンドゥ（韓国の餃子）

第32類 ビタミンを強化した飲料水、カルシウムを強化した炭酸を含まない清涼飲料・果実飲料・飲料用野菜ジュース・乳清飲料、二日酔い解消の効果を有する清涼飲料、発泡性飲料用粉末、清涼飲料の調製用粉末、ミネラルウォーター、ミネラルウォーター及び炭酸水、ビール、ビタミンを強化した果実エキス（アルコール分を含まないもの）、シロップその他の飲料製造用調製品、果実飲料及び果汁、アルコール分を含まない飲料、スムージー、乳清飲料、飲料用野菜ジュース、飲料用高麗紅参ジュース、飲料製造用のアルコール分を含まない果実エキス、飲料用の朝鮮人参エキス、アルコール分を含まない飲料製造用エッセンス（精油の性質をもつものを除く。）、飲料水、風味付けされた飲料水、果実を主原料とする清涼飲料の調製用粉末、乳酸菌入り飲料製造用粉末

【国際分類第12版】

（210）【出願番号】商願2024-71251（T2024-71251）

（220）【出願日】令和6年7月2日（2024.7.2）

（732）【商標権者】

【識別番号】512088051

【氏名又は名称】シージェイ チェイルジェダン コーポレーション

【氏名又は名称原語表記】CJ Cheil Jedang Corporation

【住所又は居所】大韓民国ソウル市中区東湖路330

【住所又は居所原語表記】CJ Cheil Jedang Center, 330, Dongho-ro, Jung-gu, Seoul, Republic of Korea

（740）【代理人】

【識別番号】110002066

【氏名又は名称】弁理士法人筒井国際特許事務所

【法区分】平成23年改正

【審査官】岩谷 禎枝

（561）【称呼（参考情報）】バイオームエヌリッチプロ、ピオームエヌリッチプロ、バイオームエヌリッチ、ピオームエヌリッチ、バイオーム、ピオーム、エヌリッチ、バイオメンリッチ、ピオメンリッチ、メンリッチ、プロ、ピイアアルオオ

【検索用文字商標（参考情報）】BIOMENRICH、PRO

【類似群コード（参考情報）】

第1類 01A01、31A03、32F08、33A03、33D05

第5類 01A01、01B01、01C01、32F15、32F16、32F17、33D05

第29類 30A01、31C01、31D01、32A01、32C01、32D01、32E01、32F01、32F02、32F04、32F05、32F06、32F07、32F10、32F15

第30類 01A01、04D01、29A01、29B01、30A01、31A01、31A02、31A03、31A04、31A05、31B01、32F03、32F06、32F08、32F15、33A03

第32類 28A02、29C01、31A06、31D01、32F13

（531）【ウィーン分類（参考情報）】5.3.11；5.3.13；5.3.14